

# 法政大学学術機関リポジトリ

## HOSEI UNIVERSITY REPOSITORY

PDF issue: 2024-07-29

### 琉球国王の常服

原田, 禹雄 / HARADA, Nobuo

---

(出版者 / Publisher)

法政大学沖縄文化研究所

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

沖縄文化研究

(巻 / Volume)

29

(開始ページ / Start Page)

157

(終了ページ / End Page)

192

(発行年 / Year)

2003-03-31

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00002586>

# 琉球国王の常服

原田 禹雄

## はじめに

琉球国中山王は、永樂二年（一四〇四）の武寧の冊封以来、冊封のたびに、明皇帝から、皮弁冠服・常服および緞匹が頒賜された。これら頒賜の冠服と緞匹の実物は、現在、沖縄には保存されていない。これらのうち、皮弁冠服については、「琉球国王の皮弁冠服」と題して、『沖縄文化研究』二七号（二〇〇一）に論考を試みた。このたびは、対象を常服にしづつて考究してみたい。

## 常服の頒賜

『歴代宝案』（以下、宝案と略記する）と、冊封使録によつて、私共は、明朝廷から琉球国中山王へ頒賜された常服の内容を知ることができる。中山王として、初めて常服の内容がうかがえるのは、尚巴志である。以下、列記する。頒賜された王名の次の（ ）は出典、その下の西暦年は実際に頒賜された年である。

尚巴志（宝案一一〇一一〇六）一四二五

紗帽一頂

金相犀帶一条

紅羅衣服一副

尚徳（宝案一一〇一一一六）一四六三

常服

烏紗帽一頂

金相犀帶一条

尚円（宝案一一〇一一一〇）一四七一

常服羅一套

紗帽一頂（辰角全

金相犀帶一条

大紅織金胸背麒麟圓領一件

尚真（宝案一一〇一一一四）一四七九

紗帽一項（辰角全

金廂犀束帶一条

常服羅一套

大紅織金胸背麒麟圓領一件

青緋襪二件

緑貼裏一件

尚清（陳侃使錄・宝案一一〇一一〇三）一五三四

紗帽一頂（展角全）

金廂犀束帶一条

常服羅一套

大紅織金胸背麒麟円領一件

青褡襪二件

綠貼裏一件

尚元（郭汝霖使錄）一五六一

頒賜（同前）

尚永（蕭崇業使錄）一五七九

紗帽一頂（展角全）

金廂犀束帶一条

常服羅一套

大紅織金胸背麒麟円領一件

青褡襪一件

綠貼裏一件

尚寧（夏子陽使錄・宝案一一〇一一二九）一六〇六

紗帽一頂（展角全）

金廂犀束帶一条

常服羅一套

大紅織金胸背麒麟円領一件

青褡襪一件

綠貼裏一件

以上が、明皇帝から中山王に頒賜された常服の内容である。文字に、わずかな差がありはするが、原則的に、同じ物件が頒賜されてきたことがわかる。旧章に従うことが、礼であった。

## 明代の冠服

『大明会典』（万曆本。以下、明会典と略称する）卷六九礼部一九に、「文武官冠服」があり、そこには、朝服（1）・祭服（2）・公服（3）・常服（4）が、くわしく記述されている。

琉球国王に頒賜された皮弁冠服は、朝服に相当するが、皇族の郡王に相当するものが頒賜された。そして、正月元旦、冬至、万寿聖節には、北京に向つて遙拝する儀式の時に着用されていた。

常服について、まず皇帝のものを記す。洪武三年（一三七〇）定では、冠は烏紗折角向上巾、盤領窄袖袍で、束帶は、金・玉・琥珀・透犀をまぜて飾る。永樂三年（一四〇五）定は、冠は烏紗折角向上で、翼善冠という。袍は黄色の盤領窄袖で、前後と両肩に織金の盤龍が織り出されている。束帶は玉帶。皮で作った靴をはく。袍の黄色は、皇帝だけのもので、皇太子でも、常服は赤色であった。しかし、くりかえし、玄・黄・紫の色を用いることが禁止されていること、柳黃・姜黃・明黃などの色が禁じられていることからみると、皇帝の色の黄色や、それにまぎらわしい黄色系を自分の服に用いる不心得者は絶えなかつたにちがいない。

皇太子・親王・郡王の常服はすべて同じである。冠は烏紗折角向上巾（翼善冠）、袍は赤色の盤領窄袖で、前後と両肩にそれぞれ織金の蟠龍一つが織り出されている。玉帶をしめ、皮の靴をはく。

郡王と同じ皮弁服を頒賜された琉球国王であるが、常服はランクが違つていて、明皇帝から頒賜さ

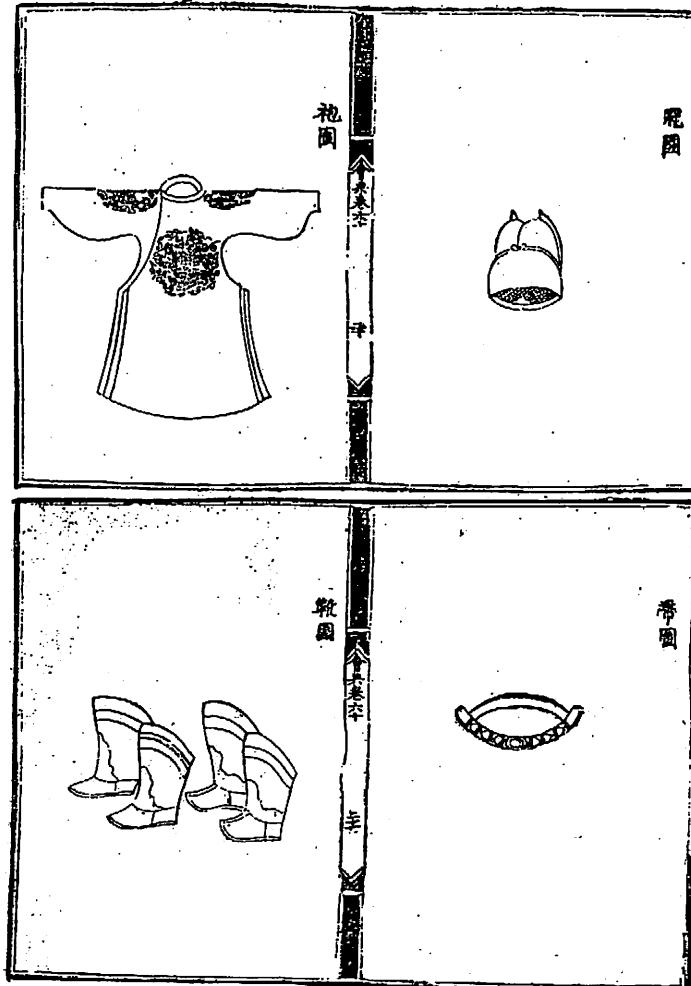


図1 皇帝常服「明会典」

れた常服は、沖縄には何一つ残つてはいない。しかし、幸いにも、豊臣秀吉の冊封の際、神宗万曆帝から頒賜された常服が、河上繁樹により、京都の妙法院に保存されていたことが明らかになつた（5）。以下、琉球国王の常服について、実物と比較しながら検討を加える。

### 鳥紗帽

明代では、鳥紗帽が常服の際の官帽であつた。針金で骨組みを作り、それの外側に、黒い紗（6）、つまり鳥紗をかぶせた。帽の前は低く、後は高く、左右にそれぞれ一翅がつけられている。この鳥紗帽は、文武官が平常の公務の際に用いるもので、田領の花様や、束帶を飾る各種材質のプレートのように、身分上の差を現わすものではない。郡王長子以下、すべての官員の常服の冠として用いられた。琉球では、鳥紗帽を、方言でウサンモーとよんだ。国王が、皮弁冠服の場合、世子は鳥紗帽を着用した、と言われるが、それがいつの時代のことであつたかを明らかにされないときは、そのまま信じてよいかどうか疑問である。まして、国王が鳥紗帽を着用する時は、世子は、紫色の唐頭巾状の帕を着用したなどという話は、明代の中国の冠服とは、何の関係もないことであろう。鳥紗帽自体、官員共通のものであつたからである。

明代、鳥紗帽を着用する時は、まず、頭に網巾（7）をかぶり、その上から鳥紗帽を頂いたはずである。網巾というのは、ヘアーネットのこととて、普通は、黒色の糸、馬尾、棕櫚の纖維などで作られた。



図2 鳥紗帽着用例「三才団会」

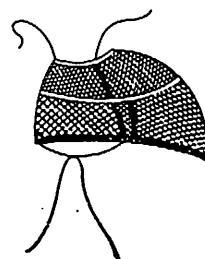


図3 網巾「三才団会」

鳥紗帽は、妙法院には残っていない。豊臣秀吉は、この形の冠が氣に入つたらしく、彼の肖像では、鳥紗帽や白紗帽を頂いているのが見られる。豊臣秀吉と同じ時に、上杉景勝が神宗万曆帝から頒賜された冠服が、上杉神社（8）に残されているが、ここには鳥紗帽がある。「冠一頭」というのがそれである。ただ、履角は、針金の枠だけになつていて、履角を「燕尾」としている。

### 金廂犀帶

金相とも書く。相・廂・鑲は、通する文字で、とりかこむ、枠をする、の意である。犀角は、インサイ *Rhinoceros unicornis*・ヒヤワサイ *R. sondaicus*・スマーラサイ *Dicerorcerus sumatrensis*（ヒズレモサイ科）の角をいう。犀角には、黄と黒、または白と黒のまじりあつた斑紋がある。これをプレートにし、周囲を金で縁取りして革帶につけたものが、花犀帶である。通犀帶・通天犀帶ともよばれる。

明会典卷六二の「文武官冠服」の制では、常服の束帶は、一品が玉帶、二品が花犀帶、三品は金鍍花帶（9）、四品は素金帶、五品は銀鍍花帶、六品と七品は素銀帶、八品と九品が烏角帶（10）と定められていた。琉球国王は、中国の朝廷から、武一品にランク付けされていた。頒賜の冠服の中で、二品を明白に示しているのは、この犀帶だけである。ところが、国王は、玉帶を用いることの方が多いようである。

謝<sup>セイ</sup>杰の『琉球錄據要補遺』は、夏子陽使録に収録されているが、その「使礼」に、こんなことが記されている。

《王は、受封ののち、にわかに玉帶をして出て來た。}

「犀帶を賜つたのに、玉帶をおびるとは何事ですか」と詰問すると、長史が跪き、こう言つた。

「王の玉帶は、代々、永年にわたつて用いております。そついたしませんと、国相と大夫は束花金を、長史は束光金を用いておりりますので、王が犀帶をいたしておりますと、群集して拝見している下人共には、王の服飾が、むしろ国相や大夫よりも下であるかに見えるのでございます。どうか、しばらくは國に体面を保たせて、人々の誤りが解けますように願わしゅう存じます。」

私どもは、当分はそうする」とした。》

束花金は、明会典の金鍍花帶、束光金は素金帶である。国王の花犀帶が、鳥角帶とまちがえられるので、玉帶をしております、とは、明らかに、單なる言い逃がれにすぎない。

これは恐らく、琉球国王が皮弁冠服を着用している時、世子が鳥紗帽・犀帶をしていたことが原因であろう。琉球国王が常服の際、世子と同じものを避ける意味で、玉帶を用いたのではあるまいか。花犀帶は、妙法院にはない。上杉神社には残つている。

## 常服羅一套

套は、一そろいということである。衣類の場合、一かさねの意がある。円領があり、円領の下に着用する貼裏、円領の上に羽織る襟襷の三点セット、ということである。そしていずれも、羅の生地で仕立てられている、ということを示している。

羅は、タテ糸が隣同志、モジリあいながら織られてゆく絹織物である。わが国で羅といえば、レー

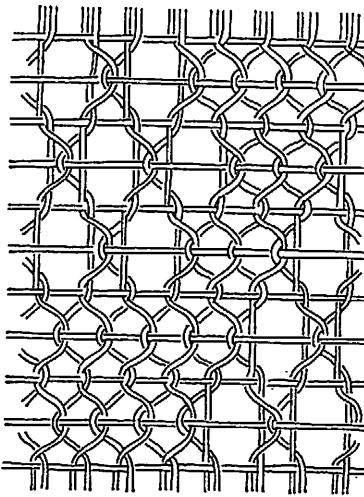


図4 羅の組織 右上と左下は網モジリ  
右下と左上は籠モジリ  
「日本の美術・織物」

ス編みに似た、薄い透きとおる感じのものであるが、中国の羅は、タテ糸が密で、又キ糸が太く、目のつまつた感じのするものが多い。モジリあう一本のタテ糸が、次にそれ隣のタテ糸とモジリあう網モジリと、モジリを一つ外すことによってできる、目の荒い籠モジリがある。この二つのモジリを組合わせて、文羅、つまり文様のある羅を作ることができる。

明の劉若愚の『酌中志』卷一九に、こう

記している。

《三月四日から四月三日までは、羅を用いる。四月四日から九月三日までは、紗を用いる。九月四日から十月三日までは、羅を用いる。》

北京であれば、これでよいのであろうが、気温も湿度も遙かに高い琉球で、羅を身につけるのは、結構、体にこたえたのではあるまいか。

陳侃使録は、

《私達に接見する時は、冠をかぶり、中國風の装束をして、履物もはき、へりくだっている間、いつもそれらの人々が、苦しそうな表情をしているのが見られた。その窮屈さに耐えかねていたのではなかろうか。》

と書き、夏子陽使録が、

《私共に目通りする時は、こと」と中國の礼制に従つて、冠裳を着用し、順次目通りをし、跪拝をして応答をし、ひたすらつしんでいたが、往々、苦しそうで、窮屈でならないようであつた。一旦、天使館の外へ出ると、いつでもすぐに冠裳を脱いで、裸足になり、馬に乗つて帰つてゆく。》

と、しているのも、中国のままの服装が、琉球では決して快適なものではなかつたことを示している。

## 大紅織金胸背麒麟円領

円領は、員領・團領・上領などともいわれる。丸い襟のことで、襟がうちあわせにならずに、マルク剃つてあつて、首の右で留める。漢・魏の頃までは、西域の服装で、漢人たちは、交領、うちあわせの襟であった。隋・唐以後になつて、多く円領が用いられ、官員の常服になつた。

明会典の常服の作り方は、次の通り。

『官員の人の衣服の大きさは、その人の体の大きさに合わせる。文職の官は、衣の長<sup>（谷）</sup>は領<sup>（カウ）</sup>から裔<sup>（サモ）</sup>までで、地を離れること一寸。袖の長<sup>（谷）</sup>は手よりも長くし、袖を返すと肘に届く。袖付けは幅一尺、袖口は九寸。公侯駕馬は文職官に同じ。武職の官員は、衣長は地を離れること五寸、袖長は、手よりも七寸長め。袖付けは幅一尺、袖口は拳<sup>（カニシ）</sup>がやつと出る程度。』

中山王は、麒麟の花様であつたから、その作り方は、文職の官員と同様であつた。  
大紅の羅は、ベニバナ<sup>（11）</sup>の色素カルタミンで染色した絹糸で織つた羅である。大紅という色は、

明会典では、『大紅の紵糸・紗・羅の服は、ただ、四品以上の官、及び、在京の九卿・翰林院・詹事府・春坊・

司經局・尚宝司・光祿寺・鴻臚寺・五品堂上官・經筵講官は着用を許す。』

と、されていた。

大紅織金胸背麒麟円領は、豊臣秀吉の遺品として、京都の妙法院に保存されており、河上繁樹によつて研究され、発表された<sup>（5）</sup>。その円領は、生地の羅は、タテ糸四本、ヌキ糸四本を一単位とした籠モジリの組織で、タテ糸がこみあい、ヌキ糸は太くて、目のつまつた羅である。単仕立てで、円領・筒袖で、両脇に襞<sup>（ひだ）</sup>をつけている。

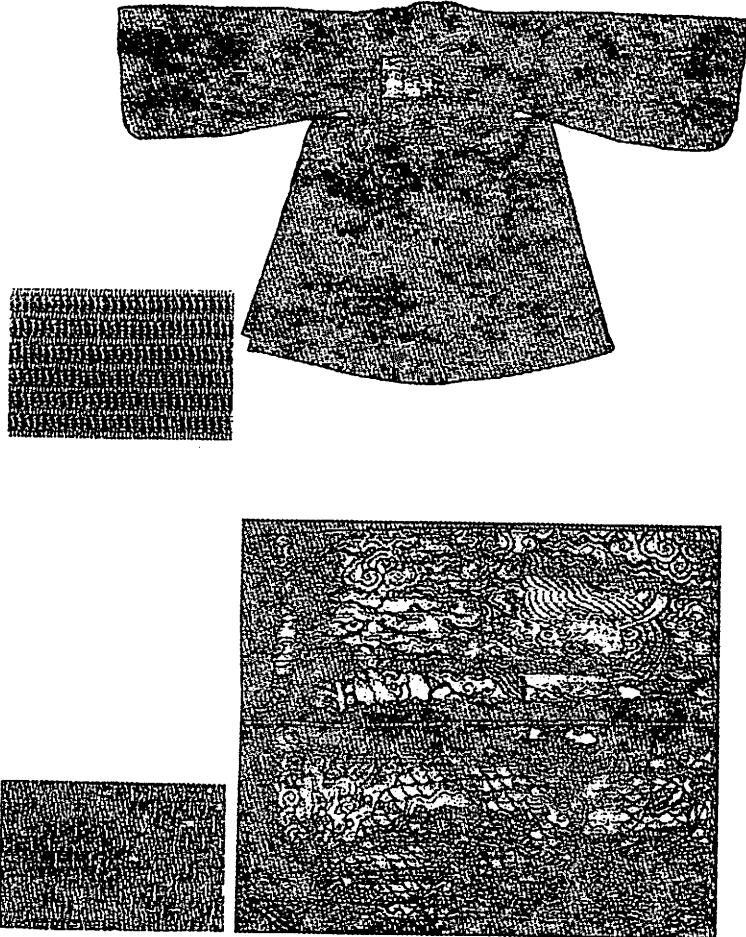
胸と背には、織金の補子<sup>（ほし）</sup>が付けられている。織金は、日本でいう金襴で、金織ともいう。補子の金襴の地は、タテ五枚朱子組織で、花様は、平金糸をヌキ糸三越おきに入れ、地ガラミ糸で押さえている。

明代、文武官の常服の花様は、次のように定められていた。公侯駕馬伯は、麒麟と白沢。文官の一品と二品は、仙鶴・錦雞。三品と四品は、孔雀・雲雁。五品は白鶲。六品と七品は、鸞鶩・鸕鷀<sup>（けいじゆく）</sup>。八品と九品は、黃鸝・鶴鶩・練鶲。風憲官は解豸<sup>（かいち）</sup>。武官の一品・二品は、獅子。三品・四品は、虎豹。五品は熊羆。六品・七品は、彪。八品・九品は、犀牛・海馬。

琉球国王の常服の花様は、麒麟であつて、公・侯・駕馬・伯のものであつた。琉球国王の冊封正使は麒麟、副使は白沢の花様であつたが、これは、琉球国王の花様にあわせて頒賜されたものである。



図 6 麒麟と白沢の花様「明会典」

図 5 上、常服 麒麟文円領と羅の組織  
下、補子 麒麟文と織金組織  
「学叢」20号河上論文

**搭襪**

搭襪は、袖なしのことである。搭護・答忽とも書き、半臂や背心も同じ仲間である。

青は、「荀子」に「青は藍より出でて、藍よりも青し」とあるから、アイ(12)によつて染められたのであろう。

妙法院にも、上杉神社にも、これに相当するものは、残されてはいない。陣羽織としてそのまま使用できたから、そちらの方で消耗されたかも知れない。

**緑貼裏**

**貼裏**は、普通、富官の袍と理解されことが多い。しかし、ここにある貼裏は、円領の下に着るものである。皮弁服には、

その下に中單を着るよう、大紅の円領の下に、緑の貼裏を着たのである。

緑は、キハダまたはカリヤスといった黃色系の染料と、藍とを掛けあわせて染め出されたものと考えられる<sup>(13)</sup>。

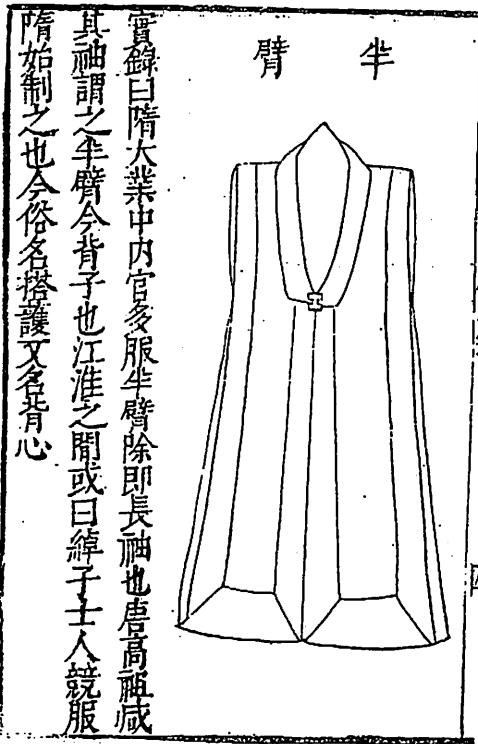


図7 半臂「三才図会」

寶錄曰隋大業中内官多服半臂除即長袖也唐高祖咸其祿謂之半臂今背子也江淮之間或曰縉子士人競服隋始制之也今俗名搭護又名背心

妙法院にも上杉神社にも、緑貼裏が保存されている。妙法院のものは、緑の羅の単仕立てで、生地の羅は、円領と同じ籠モシリの組織である。タテ糸が密にこみ、又キ糸が太く、目のつまつた風合も、そのままである。襟は交領で右衽にして、右脇で二カ所、結んで留める形になっている。襟には、白の平絹が掛襟のように付けられている。つまり、円領からのぞいている貼裏の襟は、緑ではなく白色である。

上杉神社の緑貼裏は、生地は羅ではなく、雲紋の紵糸である。白い襟を付けることは同様である。円領の下に着用する貼裏が、宦官の服装と誤解された理由は、明末清初の孫承澤の『春明夢余録』卷六「内官監」に、

《中官の制、およそ内使の小火者と、烏木牌の平巾の者は、円領束帶を着用できない》

と、あるように、宦官の一部に、円領を着用できなかつた者がいた。円領が着られないから、人々は、貼裏を宦官の上衣と誤解したのであろう。宦官は宦官で、貼裏の膝下に横欄をつけたり、補子をつけたり、横欄に蝶文をつけたり、三欄にしたりと、時代によって、結構、したい放題の装飾をしている。

## 襷と靴

常服の場合、皮製の黒い靴をはき、靴の下には、当然、靴下に相当する襷をつける。皮弁冠服の一式には、襷と馬が明記され、頒賜されるが、常服一式の中には、襷も靴もない。自分で調達するよう

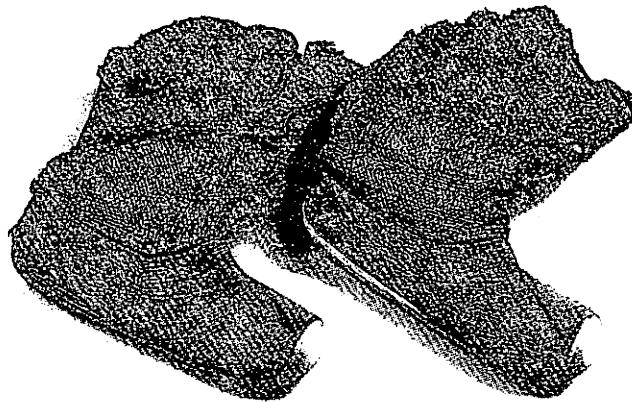


図9 紵糸靴「学叢」20号河上論文

琉球には、皮弁冠服を着用した国王の画像は、御後絵の形で、私たちは見ることができる。しかし、明代の常服を着用した琉球国王の画像資料はない。

#### 明代の常服着用の画像

ら、尚豊以後は、足には鳥ではなく、黒靴をはいでいる。上杉神社の靴は、「鳥鳥」とよばれていが、鳥ではなく、靴である。鳥は、底が二重底であり、明代の制では、紵糸で作られる。

妙法院には、皮製ではなく、濃紺の紵糸(14)

で作られた靴がある。この靴も、常服に用いられたと考えられる。琉球では、近世、国王の靴はフヤとよび、絹靴であったといわれている。あるいは、妙法院の紵糸の靴と、同様のものであつたかも知れない。

図8 貼裏と羅の組織  
「学叢」20号河上論文

靴は黒い皮の靴で、その実物は、上杉神社にある。琉球国王の御後絵をみると、頭に皮弁を頂きながら

と考えられる。

に、ということであろうか。

妙法院に、白羅紗製の丈の長い襪がある。明会典の「白羊毛氈襪」に一致すると、河上(5)は述べている。琉球でこれを用いる

と、最も温度の低い時期でも、足がむれるはずである。襪くらいは、琉球でも作ることはたやすいので、琉球では、もつと薄いものが作られたはずである。

清朝の時代、琉球で、唐御足袋(とうぢあづま)が黒綾紗で作られていた。明代も、同様であつたと考えられる。



図11 尚恭御後絵「沖縄文化の遺宝」

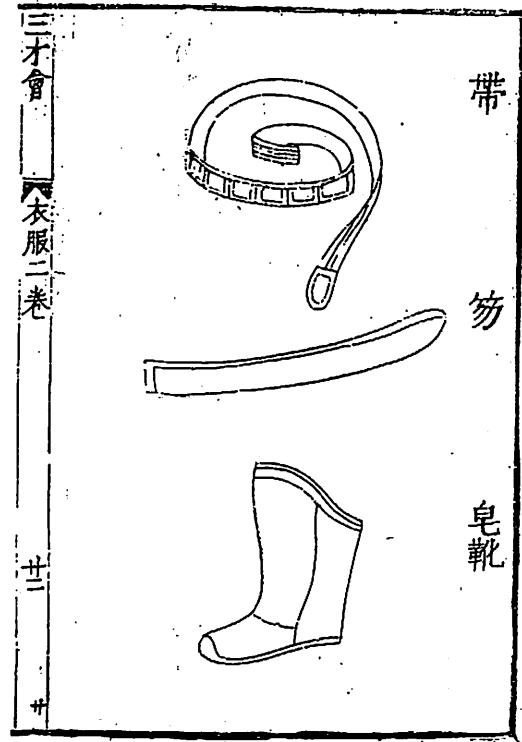


図10 靴「三才図会」



図12 吳鶴齡肖像「沖縄文化の遺宝」

幸い、明末の尚恭浦添王子朝良公御後絵（15）が残っていて、琉球国王の常服の姿をとどめている。頭に頂いているのは、烏紗帽で、左右の臣たちの多くも、烏紗帽を頂いている。円領の色は、モノクロームのため、不明であるが、やはり大紅であろう。胸の補子は、麒麟である。円領から、白い襟が出ていたが、これも縁貼裏の掛襟と見られる。束帶は、前で結んだ両襟にかくれて、見えない。しかし、花犀帯であったと推測される。両足には、靴をはいている。

尚恭は、琉球国王に頒賜された常服を、すべて着用していると考えてもよい。国王が、皮弁冠服の御後絵であるに対し、世子は、常服の姿の御後絵なのである。

陪臣の服装ではあるが、明末の吳鶴齡國頭朝致の肖像（16）がある。烏紗帽を頂き、円領を着用している。胸の補子は、風憲官の花様の辯子（かいち）であろう。束帶は、タガネで彫刻を施した金のプレート、つまり金鍍花帶である。足には靴をはいている。この常服については、『歴代宝案』一一〇八一一三に、王舅に対して、

《紗帽一頂・鍍花金帶一條・織金紺糸衣一套・靴襪各一双》

を、賞賜したという咨文がある。肖像の冠服と、咨文の文言とが、完全に一致している点では、貴重な資料である。そして、この冠服は、国王・世子に次ぐものの具体例である。

## 清代の冠服の変容

『琉球国出来記』卷一の朝拜御規式に、

『昔は、思弟部と按司は拾衣、それ以下の者は朝衣であった。法司官・親方部・正議大夫は赤色、座敷・当は黒色の唐束帶であった。また、久米村の官員たちは、明朝の冠服を着用したが、清朝になって、すべて琉装の冠服に改めた。』

とある。結局、清朝になって、国王だけが、『聖主（明朝之御裝束なり）』とあるように、明服を使い続けた、ということになる。

清国は、順治九年（一六五二）に、明朝の官服や補子の使用を禁止し、それらを国外へ放出した。他方、琉球国に対しても、清国の冠服は頒賜せず、髪形や服装は、琉球国の便宜にまかせた。

琉球国王に対し、冊封の際、清朝廷から頒賜されたのは、

蟒綬二疋・青彩綬三疋・藍彩綬三疋・

藍素綬三疋・閃綬二疋・衣索一疋・

錦三疋・紗四疋・羅四疋・綢四疋。

であった。明代同様の官服や補子が清代の中国で生産されなくなり、琉球でそれらを生産する技術や材料がなければ、たとえ、琉球国王ひとりが、明制の冠服を続けるとしても、おのずから変容せざる

を得なくなる。

清代の、琉球国王の常服に関する文書資料も、画像資料も、きわめて乏しい。乏しい中から、一二、三をひろいあげてみる。

汪楫の『使琉球雜錄』（一六八四自序）卷二に、

『國王の衣冠もまた、束縛を受けて苦しそうに見える。そのために、これより前に、それぞれ都合のよいようにはればよい、という諭旨を奉じて、遂に前明の冠服の制に沿うこととなり、現在に至つており、これをまた変更することはできない。冊封を受けたあと、皮弁をかぶり、礼服をつけて、天使に謁見しようとしていた。それは、実につつしみの気持ちからでたものであった。であるのに、（中國側の）通事は、このことは傲慢であるとして、従前の服装に改めさせた。だから、皮弁は、まだ見ることができない。』

と、ある。

尚貞の頃は、まだ、明朝から頒賜された皮弁冠服も常服もあつたはずである。世子として、常服の冠服で冊封を受け、冊封ののち、国王として皮弁冠服を着用しようとしたのである。土通事の制止によって、それができなかつたのである。冊封正副使の場合、琉球でのすべての儀礼は、常服を着用する。

『中山伝信錄』（一七二一自序）卷五に、

『国王は、側翅烏紗帽、盤金朱纓、蟠袍、帶には犀角と白玉を用いる。すべて前明の賜衣の制のようである。』

『国王の烏紗帽は、両方の翅が両側から出て、上に向いている。金の金具のついた赤い紐を結んで頤の下に三、四寸ほど垂らす。さきに賜つた旧制のことである。皮弁があつて、朝覲や祭礼に用いるとのことであるが、見たことはない。』

と、あり、また『琉球国志略』（一七五九刊）卷四下には、

『国王が天使と会見するときは、相も変らず、明の衣冠である。烏紗帽は、双翅が両横に突き出して上に向き、金の金具のついた赤い紐を、頤の下に（結んで）垂らす。別に皮弁がある。』

とする。そして、これらの記述に一致する尚敬と尚穆の画像が掲載されている。

二王の画像は、烏紗帽・束帶・靴はよいとしても、円領はすでに大きく変容している。恐らく、清皇帝から頒賜された蟒緞か、それに近い生地によつて仕立てられたものと思われる。明制の円領は、大紅の羅で、胸と背に麒麟の補子がついていた。二王のものは、胸と両膝に团蟠の花様があり、肩と肘には雲、正面下方に八宝平水紋がついている。つまり、清代の琉球国王の御後絵と、共通の花様をもつてゐる。ただ、皮弁服は、交領であること、大袖に仕立てられていることから、皮弁服の形をしていることがわかる。同様に、この二王の画像の常服は、円領であること、筒袖に近いことから、やはり常服の形で仕立てられてゐることがうかがえる。



図13 尚敬（上）と尚穆（下）の図「中山伝信録」「琉球国志略」

## 『南島志』の冠服

新井白石は、琉球に関しても、国王の冠服についても、探究をした人である。『南島志』(一七一九自序)の冠服第五にこうある。

『明が滅亡して、韓靼が中国を支配し、文武の品官はすべて弁髪をし、滿州の服を着たのである。しかしるに、中山の君臣は、なお旧制のままであった。琉球王が冊封を受けるには、皮弁冠服を身につけ、元旦と冬至には、烏紗折上巾を頂き、蟒衣に玉帶をしめる。冊封を受けるまでは、烏紗帽を用いる。琉球王の臣で三品以上は、すべて幞頭をかぶり公服をつける。文様が織り出してあり、文職は鳥・武職は獸の文様が用いられる。金銀のプレートのついた革帶をしめる。その他の品官の冠服は、すべてベ琉装である。』

白石自身、注意深く、琉球の使臣から聞き出したことを記したにちがいないが、すでにかなりの混乱がある。ここでは、冠の整理だけしておく。

烏紗折上巾、一名、翼善冠は、『明会典』でも明らかのように、皇帝から郡王までの常服の時に着用する。郡王長子は、常服では烏紗帽をつける。従つて、花犀帯をしめる琉球国王が、烏紗折上巾を頂くことなどあり得ない。公服の際、幞頭を頂くのは、郡王長子以下、すべての官員がそうである。

しかし、公服の花様には、鳥や獸は用いられはしない(18)。鳥と獸の花様は、常服につけられるもの

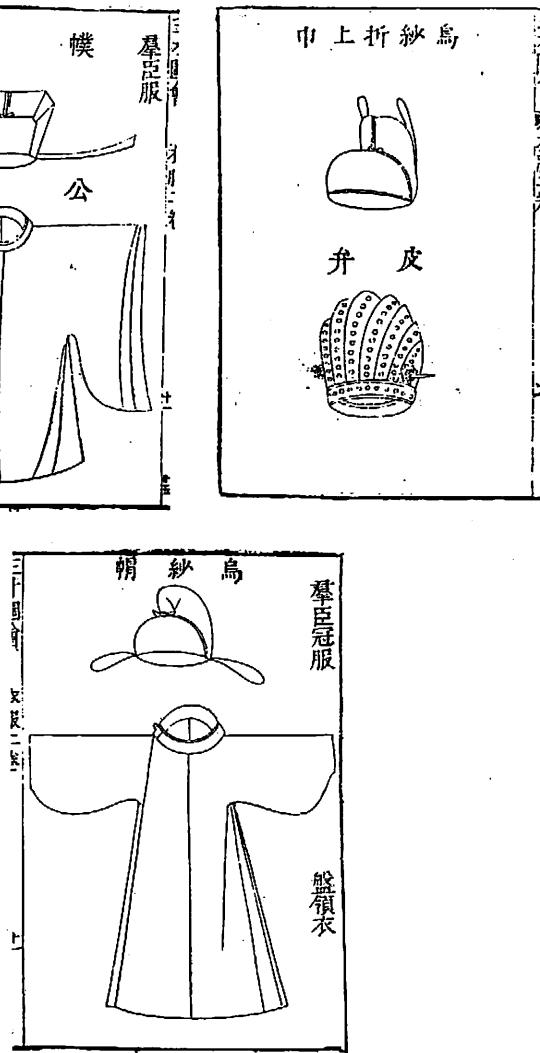


図14 烏紗折上巾・幞頭・烏紗帽「三才図会」

で、その時の冠は烏紗帽である。

### まとめ

明代、琉球国王の常服は、烏紗帽・花屏帯・大紅織金胸背麒麟円領・青袴襪・緑貼裏および襪・靴であつた。それらにつき、文献と実物とを比較検討した。

清代になつて、常服の形式は、明代の制は一應守らはれているが、材質そのものは大きく変容しているものと推測される。

琉球国王の冠服について論述する場合、それがいつのものであるかを、きちんと明らかにした上で、正確に記述する必要がある。

妙法院所蔵の明代の冠服の実物について、種々御教示をたまわりました関西学院大学文学部の河上繁樹教授に深謝いたします。

### 注

(1) 「明会典」は、朝服について、「大祀の礼の終った時、正旦、冬至、聖節（皇帝誕生日）、および詔赦の頃、降と開読、進表、伝制には、文武官はそれぞれ朝服を着用する」と述べ、その冠服の詳細が記されている。

(2) 同様に、祭服について、「およそ皇帝がみずから郊廟社稷を祭り、文武の官が、分獻・陪祀を行つ時には、祭服を着用する」とある。分獻とは、従位に對して駕帛を献すること、陪祀は、壇の下にあつて選擇することである。

(3) 同様に、公服については、「在京の文武官が、毎日、朝夕、奏事に出席するとき、および、侍立・謝恩・告別のときに着用する。また、在外の文武官は、毎日、早朝、公務につく時は着用する」とあり、冠服の詳細が記されている。孫承沢の『春明夢余錄』は「朔望の朝見には公服を用いる」とする。

(4) 「明会典」は、常服について、「およそ文武官が、日常的に公務につく時は、烏紗帽・圓領衫・東帶を公式の服とする」とある。東帶と服の花様については、それぞれの項目で、本文の中で記す。

(5) 河上繁樹「慶臣秀吉の日本国王冊封に関する冠服について—妙法院伝来の明代冠服」（『学叢』二〇・一九九八）。なお関連する文献として、河上繁樹「龍になれなかつた秀吉—妙法院伝来の明服」（『西陣グラフ』四八七・一九九七）、河上繁樹「爾を封じて日本国王と為す—明皇帝より慶臣秀吉に頒賜された冠服」（特別展「妙法院と三十三間堂」型録・一九九九）、河上繁樹「同前」（『国際服飾学会誌』一六号・一九九九）などがある。

(6) 日本で紗というと、モジリ織の最も簡単な組織で、地タテ糸とモジリタテ糸を一本づつ交互に配列し、モジリタテ糸を地タテ糸の左右に出してモジらせ、ヌキ糸一本を織り込むたびに組織させる織物を、そう呼んでいる。しかし、中国では、日本でいうこのような紗は、羅とよばれていて、紗とはいわない。中国

の紗は、平織で薄く、透孔率が七五%ほどの風通しのよい組織物である。

(7) 郭英の『七修類稿』卷一四に、「こんな話がある。明の太祖がある日おしおびで、神樂觀へ行った。道士が燈の下で綿巾を編んでいた。「それは何かね」と太祖がきくと、「綿巾でござります。これで頭を包みますと、髪が乱れません」と答えた。翌日、その道士を召しよせ、命じて道官とし、綿巾一三頂を天下に頒かち、貴賤の別なく、すべての人に用いさせた。

(8) 山辺知行・神谷栄子『上杉家伝来衣裳』(講談社・一九六九)、横山昭男『上杉名宝集』(郷土出版社・一九九二)。

(9) 金綴花帯は、金のブレートに、タガネで文様を彫刻したものをつけた束帶である。彫刻した文様、つまり花のないものが素金帯である。銀も同じである。

(10) 烏角帯は、黒い牛角のアーモードを束帶につけたものをいう。

(11) ベニバナ *Carthamus tinctorius* L. (キク科)には、紅色のカルタミンと、黄色のサフロールイエローの二種の色素が含まれる。大紅とは、カルタミンで染めた色をいう。黄色の方が水に溶けやすく、紅色はアルカリ性の水にあわないと溶出しない。美しい紅色を出すには、葵灰の灰汁といったアルカリ性の液に浸して、カルタミンだけを抽出し、酢で中和しながら染めて、そのあとザクロ(日本は烏梅)などの果実酸と乳酸に浸して染色する。

(12) アイ(タニアイ) *Polygonum tinctorium* Lour. (タデ科)。わが国の伝統色名では、青とはいわず、淺葱。

緋・藍・紺といった色名を用いる。中国から渡來した顔料に群青・紺青がある。

(13) 草木は緑だから、それからも緑の色素が得られるようだが、成分は葉綠素で、染色性はない。天然色素で緑を出すのは少ない。中国の染料で緑を呈するのは、路考だけである。普通、キハダ *Phellodendron amurense* Rupr. (ノンカシ科) や、カリヤス *Miscanthus tinctorius* Hack. (イネ科) の黄色系の染料と、藍色とを掛け合わせる。中国から渡った顔料には、緑青や白緑がある。

(14) 宋と明でいう紺糸は、緞子ドンスのことである。緞子は、タマスクともいい、五枚朱子または八枚朱子の表裏の組織を、それぞれに地と文様に使つた、先練り先染めの組織物である。

(15) 鎌倉芳太郎『沖縄文化の遺宝』(岩波書店・一九八一)に、原画と改画が掲載されている。ここでは、鮮明な改画を転載した。尚恭は、尚豐の第一王子で、万暦四〇年(一六二一)生まれ。童名、真三良金。玉城王子、浦添王子と称した。尚寧の世子となつたが、尚寧の薨去のとき、九歳だったため、父の尚豐が国王となつた。尚恭は、崇禎四年(一六三一)、二〇歳で逝去した。

(16) これも『沖縄文化の遺宝』に収録されている。吳鶴船は、尚豊代の三司官。崇禎三年(一六三〇)に、年頭使として薩摩へ渡り、三ヵ年過ごした。崇禎六年(一六三三)、冊封の謝恩正使として渡明し、それで五年一貢を、交渉の結果、二年一貢に改められ、大功をあげた。

(17) 解説者は、想像上の靈獸で、人の曲直をよく知り、邪人に触れるといわれる。そのため、侍御史の補子に用いられた。

(18)

公服の花様は、一品は大獨科花（徑五寸）、二品は小獨科花（徑三寸）、三品は散苦花無枝葉（徑二寸）、四品、五品は、小雜花（徑一寸五分）、六品・七品は小雜花（徑一寸）、八品以下は無紋である。